

◀ 定期報告を必要とする建築物・建築設備等の指定概要 ▶

1 神奈川県

(令和7年7月改正)

※ 表中の【床面積】: 当該用途に供する部分の床面積の合計

報告周期	建築物 (県の細則で指定された調査項目を含む)	防火設備	建築設備 (給排水設備は対象外)		
	原則毎年 ※建築物の維持保全が適切に行われているもの については、次回報告は2年後(《注意点》参照)	毎年	毎年		
用途	規模等 (いずれかに該当するもの)	随時閉鎖式 常時閉鎖式 (注7)	機械換気	機械排煙	非常用照明
劇場	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にない ④地階の床面積が100㎡超	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	対象外	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備 (予備電源内蔵型を除くものが対象)
映画館					
演芸場					
観覧場(屋外観覧場は除く)					
公会堂	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	(いずれかに該当するもの) ①定期報告の対象となる建築物に設置された設備 ②床面積の合計が200㎡超の建築物に設置された設備(随時閉鎖式に限る)	対象外	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備 (予備電源内蔵型を除くものが対象)
集会場					
ホテル、旅館	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	対象外	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備 (予備電源内蔵型を除くものが対象)
病院、有床診療所 (注1)					
共同住宅 (注2)					
寄宿舎 (注3)					
児童福祉施設等 (注4)	①3階以上の床面積が100㎡超 ②床面積が2,000㎡以上	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	対象外	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備 (予備電源内蔵型を除くものが対象)
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (注5)					
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗等	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上 ④地階の床面積が100㎡超	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	対象外	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備 (予備電源内蔵型を除くものが対象)
料理・飲食店等 (注6)					

※ 対象建築物: 法別表第一(イ)欄に供する部分の床面積の合計が200㎡以下のもの、又は該当する用途が避難階のみにあるものは除く

建築物の用途	(注1) 病院、有床診療所	・2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る
	(注2) 共同住宅	・サービス付き高齢者向け住宅に限る
	(注3) 寄宿舎	・サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る
	(注4) 児童福祉施設等	【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設[(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)、その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター)] ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所(利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)
	(注5) 体育館等	・学校に付属するものを除く
	(注6) 料理・飲食店等	・展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
設防火	(注7) 随時閉鎖式	・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外
	常時閉鎖式	・各階の主要な防火扉に限る (①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの)

◀注意点▶ ・建築物の報告周期: 提出月は直近の報告を行った日から起算して1年を経過する日の属する月。ただし、既存不適格を除く要是正の指摘がないもの(建築設備・防火設備がある場合はその報告も含む)については、次回の建築物の定期報告は2年以内で県が指定する月となる。